平成２４年（フ）第２５４号
香川県高松市国分寺町国分975番地９　メゾンドソレイユ201号室
債務者　大森千江美（旧姓山地）
１　決定年月日時　平成24年12月５日午後３時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月30日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２４年（フ）第１３８号
香川県丸亀市土居町２丁目７番26号　竹本政之方
債務者　谷　　一男
１　決定年月日時　平成24年12月５日午前10時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月30日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２４年（フ）第１０６１号
千葉県市原市八幡698番地８　第３管原ハイムＢ―208号
債務者　池上　和明
１　決定年月日時　平成24年12月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月１日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第１０７２号
千葉市中央区東千葉２丁目27番15号千葉中央フラワーマンション104号
債務者　**髙**橋　広宜
１　決定年月日時　平成24年12月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月１日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第１１４７号
千葉県市原市深城536番地の２
債務者　金子　　隆
１　決定年月日時　平成24年12月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月１日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第１１４８号
千葉県市原市深城536番地の２
債務者　金子　泰世
１　決定年月日時　平成24年12月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月１日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第１２１０号
千葉市若葉区東寺山町1067番地２　アリエッティ104号、申立時の住所千葉市稲毛区小深町３番地８
債務者　奥山　　薫
１　決定年月日時　平成24年12月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月１日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第１２１６号
千葉市中央区祐光２丁目14番８号　アンクレージュ102号
債務者　稲田由美子
１　決定年月日時　平成24年12月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月１日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第１２２０号
千葉県市川市須和田２丁目３番20号二埜202号
債務者　西山吉成こと　趙　　吉成
１　決定年月日時　平成24年12月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月１日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第１２２５号
千葉県市川市伊勢宿15番16―302号パストラル・Ｋ
債務者　橘　　恭士
１　決定年月日時　平成24年12月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月１日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第１２３７号
千葉県船橋市三山６丁目27番１号　サンライズコーポ102号
債務者　齋藤　香織
１　決定年月日時　平成24年12月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月１日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第１２４４号
千葉県市原市山倉889番地７
債務者　長尾　　輝
１　決定年月日時　平成24年12月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月１日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第１２４９号
千葉市美浜区幸町２丁目６番１―710号
債務者　射水　睦子
１　決定年月日時　平成24年12月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月１日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第１２５２号
千葉県市川市幸２丁目３番12号ハッピーハイツＣ―101号
債務者　嶋村　益光
１　決定年月日時　平成24年12月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月１日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第１２５８号
千葉県船橋市行田町344番地１　ＬａＣａｓａⅠ―105号
債務者　川邊　祐加（旧姓飯田）
１　決定年月日時　平成24年12月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月１日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第１２６３号
千葉県市川市幸１丁目13番12―102号行徳第２マンション
債務者　梅田　京子
１　決定年月日時　平成24年12月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月１日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第１２７９号
千葉県八千代市米本1359番地　米本団地５街区13棟302号・米山方
債務者　上原　正幸
１　決定年月日時　平成24年12月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月１日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係